

食の安全自主点検店公表制度実施要綱

平成 28 年 6 月 1 日 28 千保生衛発 60 号

改正

平成 28 年 7 月 8 日 28 千保生衛発 152 号

改正

平成 29 年 4 月 3 日 千保衛 228 号

改正

平成 30 年 9 月 20 日 千保衛 276 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、食品事業者が食品営業施設において一定水準以上の衛生管理を行う項目（以下「点検項目」という。）を定めて点検を実施し、審査員によって当該点検項目の自主点検の履行が確認できた食品営業施設を、千代田保健所長（以下「保健所長」という。）が食中毒発生の危険性が軽減されている食品営業施設であると認定し公表することによって、区内食品営業施設の衛生水準向上を図るとともに、区民が利用する際の食品営業施設選択の一助とすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 食品事業者 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 52 条の規定により許可を受けた営業者又は食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号）第 5 条の規定により許可を受けた製造業者等若しくは同条例第 5 条の 6 の規定により届出を行った給食供給者であって、区内に食品営業施設を有するものをいう。

(2) 審査員 次のいずれかに該当する者のうち、点検項目の履行状況の確認に関する業務ができるものとして保健所長が認定したものをいう。

ア 食品衛生推進員（千代田区食品衛生推進員設置要綱（平成 9 年 3 月 28 日 8 千保生発第 65 号）第 4 条の規定に基づき、委嘱された者をいう。）

イ 食品衛生管理者の資格を有するもの（法第 48 条）であって、外部組織に対する食品衛生に関する指導・助言を主な業務として 2 年以上従事した経験を有するもの

ウ 食品衛生監視員として（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 9 条に規定された資格を有するものをいう。）食品衛生行政に関する業務に従事した経験を 2 年以上有するもの

エ 千代田食品衛生協会所属の食品衛生自治指導員（一般社団法人東京都食品衛生協会会長から委嘱を受けた者をいう。）として当該営業施設に対して指導活動をしている者

(3) 公表 点検店として認定した施設を、区ホームページ等に掲載することをいう。

(認定対象)

第 3 条 点検店の認定の対象は、食品事業者のうち別に定める対象業種とする。

(認定基準)

第 4 条 点検店の認定の対象基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 別に定めた点検項目を含めた点検表を作成し、3 か月（更新は 1 年）以上継続して点検

していること。なお、点検表は、食の安全自主点検店点検表（第1号様式および第1-2号様式）を参考に作成していること。

(2) 保健所長が指定する過去の食中毒事件に係る原因となった食材及びメニュー（以下「ハイリスクメニュー」という。）を調理し、又は提供している場合にあっては、当該ハイリスクメニューを第1号の点検項目としていること。

(3) 点検表の見直しを行うための組織又は責任者を定めていること。

(4) 年に1回以上の見直しを行っていること。

2 認定を受けようとする食品事業者（以下「申請者」という。）は、認定を受けようとする食品営業施設（以下「対象施設」という。）ごとに、審査員による点検表の確認を受けなければならない。

3 前項の規定により確認を受けた点検表は、1年間保管しなければならない。

（審査員の責務）

第5条 審査員の責務は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請者が作成する点検表について、点検項目の選定がこの要綱の趣旨と合致するように助言を行うこと。

(2) 申請者が作成（変更を含む。）した点検表の内容について、点検項目及び内容が適切であるか確認をすること。

（申請）

第6条 申請者は、対象施設ごとに、食の安全自主点検店登録申請書（第2号様式）に実施した点検表の直近3か月分の写しを添えて、保健所長に提出しなければならない。

（認定及び公表）

第7条 保健所長は、前条の規定により申請のあった対象施設について、第4条に規定する認定基準を満たすと認める場合は、点検店として認定する。

2 保健所長は、前項の規定により点検店として認定したときは、その内容を公表する。

3 前項の公表の内容については、別に定める。

（点検店認定書）

第8条 保健所長は、前条第1項の規定により点検店として認定したときは、食の安全自主点検店認定書（第3号様式）及び認定ステッカー（以下「認定書等」という。）を申請者に交付する。

2 前項の認定ステッカーについては、別に定める。

（認定期間）

第9条 第7条の規定による認定の期間は、認定をした日から1年間とする。

（変更の届出）

第10条 点検店として認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、前条の認定期間内において、第5条の規定による申請の際に提出した点検表の点検項目に変更があったときは、外部審査員の確認を受けた後に、食の安全自主点検店点検項目変更届（第4号様式）を速やかに保健所長へ提出しなければならない。

（更新の申請）

第11条 被認定者が認定期間満了に際し、引き続き点検店として認定を受けようとする場合には、認定期間が満了する1か月前までに、第4条第2項の規定による審査員の確認を受け、及び第6条の規定による申請を行わなければならない。

（準用）

第12条 前条の規定による申請があった場合の認定手続については、第7条から第9条までの規定を準用する。

(認定の取消し)

第13条 保健所長は、被認定者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、その認定の取消しを行うことができる。

- (1) 点検表の点検の不履行が判明し、改善を求めてもなお改善がなされないとき。
- (2) 点検表の点検項目に重大な不備が明らかになったとき。
- (3) 法第6条の規定に違反し、法第55条の処分を受けたとき。
- (4) 第6条の規定による申請の際に提出した点検表の点検項目に変更があったにもかかわらず、第10条の規定による変更の届出がなされないとき。

2 前項の規定により認定を取り消すときには、被認定者に食の安全自主点検店取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 被認定者は、第1項の規定により認定を取り消された時には、速やかに認定書等を保健所長に返納しなければならない。

(認定の辞退)

第14条 被認定者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、食の安全自主点検店辞退届(第6号様式)に認定書等を添えて速やかに保健所長に届け出なければならない。

- (1) 自ら認定を辞退しようとするとき。
- (2) 審査員による確認を受けられなくなったとき。
- (3) 認定を受けた施設を廃業したとき。

2 保健所長は、前項の規定にかかわらず、被認定者から当該認定にかかる対象業種の許可又は届出に関する廃業届又は廃止届が提出された場合は、認定の辞退をしたものとみなす。

(欠格要件)

第15条 第13条の規定により認定を取り消された食品事業者は、その取消しを受けた日の翌日から起算して1年が経過するまでは、第6条に規定する申請をすることができない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、東京都食品衛生法施行条例第2条別表第1第2-6(1)イおよび東京都食品製造業等取締条例第6条別表第3第2-2(6)イにおける危害分析・重要管理点方式(HACCP)の義務化や他の認証制度の動向を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則(平成28年7月8日28千保生衛発152号)

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則(平成29年4月3日千保衛228号)

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則(平成30年9月20日千保衛276号)

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。